

平成29年度事業計画

I 平成29年度事業実施にあたり

平成29年度からの社会福祉法人制度改革に伴い、新定款のもと、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等に取り組んでまいります。

介護保険制度の改正においては、新たな地域支援事業や地域包括ケアシステムの構築を新たな役割としていくべく、地域づくりを基本として、介護予防の強化と、地域における自立した日常生活の支援のための体制整備に取り組んでまいります。生活支援体制整備事業についても、新たな地域支援事業と関連付けながら、高齢者の社会参加と地域における支えあい体制づくりを進めてまいります。

社協の地域福祉活動の基本となる第4次地域福祉活動計画については、取り組んだ内容について検証し、進行管理を行ってまいります。

以上を踏まえて、より一層地域や関係機関・団体、行政等と連携し、更なる地域福祉の推進を目指して、次の重点事業に取り組んでまいります。

II 重点事業

1. 新たな地域支援事業に向けて

介護保険の制度改革により、地域包括ケアの推進がうたわれ、新たな地域支援事業において、住民参加による福祉活動も含めた多様な生活支援サービスや介護予防事業に取り組むことになりました。そのような状況の中で、介護保険事業については、国分寺台ケアセンターの指定管理期間の満了となる今年度をもって終了したいと考えております。

介護保険事業の3事業(通所介護、訪問介護、居宅介護)を利用されている方については、サービスが途切れることがないように、他の事業所に移行できるよう調整を行ってまいります。また、平成30年度に向けて、新たな地域支援事業を検討してまいります。

なお、障害福祉サービスについては、近年利用者の増加が見込まれており、障がい者居宅介護事業の充実・拡大を図ってまいります。

2. 生活支援体制整備事業の取り組み

「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」と関連付けながら、既存の介護サービスだけでなく、地域住民が主体となった生活支援サービスに充実が図れるよう、地域互助をたかめ、地域全体で高齢者の生活を支える地域づくりをすすめてまいります。

【具体的な取り組み】

- ① 社会資源の整理(見える化)と資源開発に向けた検討
- ② 元気高齢者の活動のしくみづくり
- ③ 地域住民への普及啓発
- ④ ネットワーク会議(協議体)の開催

3. 地区社協設立支援と既存地区社協の機能推進

生活支援体制整備事業と連携し、各地域の地域目標(ありたい地域像)に向けた地域活動の取り組みについて支援してまいります。具体的には、地域における居場所づくりやちょっとした生活の困りごとの助け合い、それらの活動を通じた見守り体制など、地域内のつながりづくりを支援してまいります。

また、新たな地区社協設立に向けて、地域内の団体や関係機関と連携し、地域懇談会や説明会を開催し、組織化を推進してまいります。

4. えびな成年後見・総合相談センターの取り組み

認知症高齢者や障がい者が安心して地域でその人らしく生活ができるよう、積極的な権利擁護の視点にたち、市内相談支援機関や行政と連携し成年後見制度活用のしくみ化、市民後見人の活動支援、総合的な相談活動等を推進してまいります。

【具体的な取り組み】

- ① 相談体制の整備(専門相談・アドバイザー派遣相談等)
- ② 成年後見制度活用までの体系化
- ③ 関係機関とのネットワーク
- ④ 予防と早期発見のための普及啓発

5. ボランティアセンターの機能充実に向けて

ボランティア活動を通じて、市民の主体的な福祉活動の参加を促進し、制度やサービス提供以外に住民同士やさまざまな団体が支え合う仕組みづくりを推進してまいります。

具体的には、コーディネート機能の強化、情報提供や広報、活動のきっかけや知識の習得となる研修会等の開催、活動のための相談援助を実施してまいります。

また、小地域における地域福祉活動とセンターの役割を整理し、これらの活動が融合的に実施できるよう検討してまいります。

6. 財政基盤の充実に向けて

社協の貴重な活動財源である、会費や共同募金、寄附金等の自主財源については、市民の皆様や事業所の方々に協力していただけるよう、その用途を分かりやすく説明してまいります。

また、会員制度についての見直しを引き続き取り組んでいくとともに、平成28年度から設置を開始した地域貢献型(寄附金対応)自動販売機の設置の促進や募金実施方法、寄附金募集方法の新たな取り組みについて検討してまいります。